

令和2年第7回太子町議会定例会（第490回町議会）会議録（第4日）

令和2年12月21日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第77号 太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 3 議案第78号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第79号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第80号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第81号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 意見書案第4号 激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第77号 太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 3 議案第78号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第79号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第80号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第81号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 意見書案第4号 激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	11番	清原良典
12番	中島貞次	13番	井村淳子
14番	堀卓史	15番	藤澤元之介

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	三木孝秀	経済建設部長	森川勝

(開議 午前10時00分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和2年第7回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第7回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長（藤澤元之介） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和2年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第2 議案第77号 太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について**

**日程第3 議案第78号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第4 議案第79号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第5 議案第80号 太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**日程第6 議案第81号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第2、議案第77号太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第6、議案第81号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました5件の議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

まず、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第77号。付託年月日、令和2年12月4日。件名、太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年12月7日月曜日午前10時から午後0時26分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回の条例は国の地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づいて制定されたのかとの質疑に、現在ののびすくと同様、新しい施設も国の地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づいた事業の展開を予定しているとの答弁があった。

②今回ののびすくと児童館が一体となるが、一般型、連携型のどちらになるのかとの質疑に、新しいのびすくも現在ののびすくと同様に一般型であり、一般型として補助金申請を行うとの答弁があった。

③第4条(職員)「センターに必要な職員を置く」と明記されている。今回、太子町子育て支援センターの職員は何名かとの質疑に、正職員の配置等を含め検討中であるとの答弁があった。

④この条例では開館時間が午前9時半から午後5時までとなっているが、一日中このセンターにいてもいいのか、その際センター内での飲食等は許可するのかとの質疑に、新しい施設の開館時間は現行の児童館の開館時間と同じ9時半から5時を考えている、事業等の関係で自由に遊べる部屋があれば、その時間については遊ぶことはできると思う。飲食は現在可能としているので、引き続き可能な方向で内部ルールを今後詰めていく予定であるとの答弁があった。

⑤第3条(2)で「子育て相談に関すること。」について、現在の子育て学習センター事業実施要綱を見ると第9条で「機密の保持」があるが、この新しい条例には機密保持の条文がない。その理由はとの質疑に、子育て支援員及び補助員も公務員なので、地方公務員法に秘密保持のルールがあり、労働条件通知書等でも明記してある。個人の家庭状況等の相談を受ける場合があるが、機密保持の原則を守ることを説明した上での雇用となるとの答弁があった。

⑥第3条(3)「子育て情報の発信に関すること。」とあるが、新しくなるので今まで以上に広報していかなければならないと思う。この情報の発信に関して新たな取組の考えはとの質疑に、広報には必要な行事等を掲載し、またホームページにも同様に掲載する。それ以外にフェイスブックやインスタグラムもよく利用されるので、広報のあり方について若い世代の方々と協議し、検討していきたいとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第78号。付託年月日、令和2年12月4日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年12月7日月曜日午前10時から午後0時26分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①改正理由に、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例が創立されたこと」とある。その詳細説明と町内に対象があるのかとの質疑に、まず低未利用地の目的は、全国的に空き地、空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進することである。低未利用地の定義は土地基本法に規定があり、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない未利用地、周辺地域の利用状況に比べて利用頻度や整備水準、管理状況などが低い土地を総称するものである。今回の特例措置については譲渡価格が500万円以下で、なおかつ個人が売主である。また太子町の場合は都市計画区域内であることが条件であるので全域が対象である。今現在空き家バンク等の登録はゼロ件であり、利用の意

向も聞いていないとの答弁があった。

②これは個人の申請がなければ分からないのかとの質疑に、個人の所得控除の特例のため、まずは個人が申請をされてからとなるとの答弁があった。

③低未利用地等の具体的な説明をとの質疑に、住宅街で半年以上空き家になっていて放置されているようなところや、更地でも草が生えて放棄されているようなところであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第79号。付託年月日、令和2年12月4日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年12月7日月曜日午前10時から午後0時26分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①条例改正が遅れたことの詳しい説明とその影響はとの質疑に、本来平成30年4月1日から施行されていなければならなかった部分の改正を怠っていた。租税特別措置法第33条の4第1項で低未利用土地に関するところ以外である。介護保険料を課税する段階での影響を調べたところ、平成30年度は20名、令和元年度は12名、令和2年度は6名が特別控除を受けていた。介護保険料は全て特別控除後の所得で算定されていたので、賦課した保険料への影響はなかったとの答弁があった。

②このミス踏まえて、今後どのように対策を取っていくのかとの質疑に、国から平成28年9月14日付で介護保険法施行令の一部を改正する文書が届いており、その条例改正する機会を見逃していた。今後は法制担当部署と担当課でしっかりと連携を取りながら、ミスのないように事務を進めていくとの答弁があった。

③なぜミスが起こったのかを洗い出して、チェックの仕組みやルールを作るべきと思うがとの質疑に、法制審議会を年4回実施している。このたび定例会の前の審議会で改正条例を検討している段階で抜けているのではないかと気づいた。今後はそういうところをきちんと確立していくことが重要だと思っているので、改めて襟を正して法制執務の事務に当たっていききたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第80号。付託年月日、令和2年12月4日。件名、太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年12月7日月曜日午前10時から午後0時26分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されただけなのかとの質疑に、「特例基準

割合」を「延滞金特例基準割合」に変更し、新しく「平均貸付割合」を追加した。現在、財務大臣が告示する割合に1%足したものが特例基準割合であるが、今回、市中金利を勘案し、令和3年1月1日から還付金についてはプラス0.5%に変更するが、延滞金についてはペナルティーの意味合いから1%のままである。また、財務大臣が告示する割合が今後、平均貸付割合となり、例年12月15日までに告示されていたが、11月30日までに変更され、今回0.6%が0.5%に変更されたとの答弁があった。

②特例基準割合の部分について、国民健康保険税条例に改正がなかった理由はとの質疑に、国民健康保険税条例第27条で「保険税の賦課徴収については太子町税条例の定めるところによる」という規定があり、税条例で改正がなされているため、国民健康保険税条例の改正は必要なかったとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第81号。付託年月日、令和2年12月4日。件名、太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年12月7日月曜日午前10時から午後0時26分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①今回使用料の見直しで金額がかなり上がっている。陸上競技場の終日専用利用料が8,000円から1万6,000円になるが、ここ最近で終日利用された回数や種目、個人利用の実態はとの質疑に、令和元年度で団体は62件、個人利用はほとんどない。主に陸上競技やサッカー、ラグビースクールなどであるとの答弁があった。

②姫路市のウインク陸上競技場の専用使用料金は8時間使用で1万2,964円である。姫路市より高くなった理由はとの質疑に、近隣の3種及び4種陸上競技場を参考に算出した。例えば三木総合防災公園は午前で1万200円、午後は1万3,600円、終日2万3,800円となっている。ウインク陸上競技場は2種で使用頻度が高く、大きな大会も招聘できるので、本町と比べて運営状況はよいと予測できるのではとの答弁があった。

③陸上競技大会の記録は3種で公認記録になるとあるが、4種陸上競技場で同じレベルの大会が開かれているのではないかの質疑に、本町の陸上競技場は主に西播磨地域の中学校の大会が開催されている。公認記録は公認の陸上競技場で公認審判員の下に開かれ、また兵庫陸上競技協会に登録された大会というのが大前提であり、なおかつ短距離種目の公認記録は写真判定装置で計測された記録しか公認されないとの答弁があった。

④改正理由の中で、「改修工事や施設の維持管理に多額の費用を要することから」とあるが、更新・維持管理計画等の策定はするののかとの質疑に、本年度末までに教育委員会各施設の現時点における個別管理計画を整理する。そしてさらに今後1年ごとに財政上の問題や使用状況、劣化等の様々な問題も含めて見直しを行うとの答弁があった。

⑤使用料の上昇が運営管理費用に反映されればよいが、逆に使用料が上がることによる利用者の減少が懸念される。その辺りの検討はしたのかとの質疑に、陸上競技場を使用する団体の中で中学校体育連盟の使用が多いが減免対象となっている。今後は中学校体育連盟やその他の団体に対して十分な説明をし、理解を得たいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、5件であります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第77号太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります。よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第78号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいでしょうか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第79号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第80号太子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第81号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですね。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 意見書案第4号 激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書

○議長(藤澤元之介) 日程第7、意見書案第4号激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書について提案理由を述べたいと思います。

我が国では、毎年自然災害により多くの人命や財産が犠牲となっている。兵庫県内において甚大な犠牲を伴った平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、我が国の至るところで地震や暴風雨等による被害が発生しており、さらには今世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。

このような自然災害などから「命」と「暮らし」を守るため、防災・減災、国土強靱化に引き続き全力で取り組む必要がある。よって、国におかれては激甚化する自然災害に対応するため、別紙の事項に取り組まれるよう強く要望するものである。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(藤澤元之介) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(藤澤元之介) 日程第8、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議



題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第7回太子町議会定例会(第490回町議会)を閉会します。

(閉会 午前10時27分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(藤澤元之介) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月30日の招集以来、本日までの22日間でしたが、この間、議員各位には各会計の補正予算をはじめ、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議賜り、ここにその御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長をはじめ、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分に反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年も残り僅かとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康に御留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられますことを祈念いたしますとともに、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長(服部千秋) 令和2年第7回太子町議会定例会(第490回町議会)が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る11月30日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意案件をはじめとする各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜りましたこと、深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。また、ワクチン接種体制確保事業など、新型コロナウイルス感染症対策として必要な支援の体制を整え、町民の皆様の健康を守ってまいり所存であります。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 首 藤 佳 隆

署名 議員 清 原 良 典